

桃山学院大学学術機関リポジトリ運用規程

(2011年(平成23年)7月6日および7月27日 大学評議会承認)

(趣旨)

第1条 この規程は、桃山学院大学(以下「本学」という。)において運用する本学学術機関リポジトリ(以下「リポジトリ」、St. Andrew's Repository System、略称: STARS)の管理・運用について必要なことを定める。

(定義)

第2条 この規程において「リポジトリ」とは大学などの研究機関が紀要・学位論文・学術雑誌掲載論文などを電子化してサーバー上に蓄積し、インターネット上で公開するシステムのことをいう。

(委員会)

第3条 リポジトリの管理運営に関する重要事項を審議するために、桃山学院大学学術機関リポジトリ運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。委員会についての必要事項は、別に定める。

(運用体制)

第4条 リポジトリの運用体制は以下のとおりとする。

- 2 リポジトリの運用主管は図書館とする。
- 3 リポジトリシステムの構築・管理は情報センターとする。

(提供者)

第5条 リポジトリにコンテンツを提供できる者(以下「提供者」という。)は以下のとおりとする。

1. 本学に在籍する、または在籍したことのある教職員および学生
2. 本学が招聘した研究者等
3. その他、図書館長が特に認めた者

(登録対象コンテンツ)

第6条 リポジトリに登録するコンテンツは以下の要件を満たすものとする。

1. 主要な部分が本学の教育・研究活動により生産されていること
2. 知的財産権や著作権に係る法令を遵守していること
3. 公序良俗、社会通念上、または情報セキュリティ上の問題が生じないこと

(登録コンテンツの削除)

第7条 リポジトリに登録したコンテンツの削除については、以下の場合に認めることとする。

1. 提供者がコンテンツの削除を申請したもの
2. 図書館長が、リポジトリに登録する上で不適切と判断したもの
(免責事項)

第8条 図書館は、コンテンツの公開によって発生した提供者ないし著作権の損害については、一切責任を負わないものとする。
(改廃)

第9条 この規程の改廃は委員会で発議し、図書館会議の議を経て、大学評議会が行う。

付 則

この規程は、2011年（平成23年）7月6日から施行する。